

連載 アメリカ合衆国のロースクール教育

パーヴェイシヴ・メソッドによる 法曹倫理教音 デボラ・ローディ教授の構想

村田內一一一橋大学大学院法学研究科教授

はじめに

2005年6月12日から6月14日までの3日間、カナ ダのモントリオール市において、アメリカ合衆国ロース クール協会 (The Association of American Law Schools: AALSと略称) 主催の法曹倫理教育に関す るワークショップが開催された。その講演者の一人に スタンフォード大学ロースクールのデボラ・ローディ教 授 (Professor Deborah L. Rhode) がいた。

同教授はロースクールにおける法曹倫理教育に パーヴェイシヴ・メソッド (Pervasive Method。以 下、PMと略す)を導入すべきことを強く主張し、実践 しているPM推進の第一人者である。同教授は1992 年に「パーヴェイシヴ・メソッドによる倫理」("Ethics by the Pervasive Method", 42 Journal of Legal Education 31)という論文を発表して、当時のロース クールにおける法曹倫理教育の形骸化を痛烈に批判 し、同教授の構想するPMによる法曹倫理教育を提 案した。その後、ケック基金 (Keck Foundation) の 支援を受けた法曹倫理及び法律専門職に関するプロ ジェクトの責任者を務め、1998年に「専門家責任―― パーヴェイシヴ・メソッドによる倫理」("Professional Responsibility: Ethics by the Pervasive Method", Aspen Law & Business)という教科書 を著している。この教科書は後に紹介するように、ロー スクールにおける主要な法律科目と法曹倫理とを統合 したアメリカにおける唯一の教科書である。

現在は、スタンフォード大学の研究分野全体に関 わる倫理センター (Ethics Center at Stanford) の責 任者の地位にある。総合大学であるスタンフォード大 学では、法曹倫理のみならず医療倫理、企業倫理、 資源利用及び環境保護に関する倫理など、あらゆる 分野で「倫理」が問題となるので、いわば分野横断的 に専門家倫理の教育一般にまで研究の射程を広げて いるのである。筆者との事前のメールでの情報交換 の後、超多忙のなか、上記ワークショップでのインタ ビューに快く応じてくれたので、今回は上記論文の提 案をも含めて、デボラ・ローディ教授のPM推進のた めの戦略を紹介しよう。

「法曹倫理」科目の必修化

理念的に、法学教育の全体にわたって「倫理」を浸 透させることが必要との認識は古くから共有されてき たが、何をもってPMというかでは固有の「法曹倫理」 科目との関連で2つのモデルを区別しなければならな い。1つは、固有の「法曹倫理」科目を設けないで、 カリキュラム全体を通じて事例に応じた倫理教育をす るという型(「法曹倫理」科目の代替型)であり、もう 1つは、固有の「法曹倫理」科目を設けたうえで、各 法律科目の中でも事例に応じた倫理教育をするという 型 (「法曹倫理」科目の補完型) である。ローディ教授 のモデルは後者である。その理由は、歴史的には、前 者は「法曹倫理」科目の設置に反対する口実として機



能していたうえ、全員の責任というのは誰の責任でも ないという無責任に容易に転化しえたからである。

アメリカ合衆国では、1960年代以降、家族、教 会、地域社会といった伝統的な社会的コントロールの 機構が崩壊するのに伴い、新たな市民運動(市民的 自由の拡大、消費者問題、女性解放、環境問題など テーマは多様)を背景に既存の規範に異議申立がな されるに至り、各分野で倫理問題への関心が高まっ た。その結果、メディカル・スクールでは「医療倫理」 科目がそれまでの選択科目から必修科目に変わり、ビ ジネス・スクールでも1970年末までに、ほぼ半数が 「企業の社会的役割」を必修科目とするに至った。法 分野では、ニクソン政権の下で多数の法律家が関与 したウォーターゲート事件を機に一般市民の法律家 に対する信頼が揺らぎ、アメリカ法曹協会(American Bar Association: ABAと略称) が「法曹倫理」の必 修科目化を決議したのを受けて、ほとんどすべてのロー スクールが「法曹倫理」科目を必修とした。しかし、 内実は、ウォーターゲート事件以後に法曹資格試験 に「法曹倫理」の問題も要求されることになったため、 「法曹倫理」はABA規則の解釈と懲戒事例分析の 科目になってしまい、およそ「倫理」とは無縁のものに 転化した(rule-bound conception of legal ethics)。

ローディ教授は「法曹倫理」の必修化には賛成であ る。「法曹倫理」科目の目的は、学生に倫理問題の存 在に気づかせ、分析の手法を理解させ、究極的には、 将来の法律家としての行動に影響を与えることにある。 必修化することで、選択科目であったならば選択しな いであろう学生に対しても、倫理的に自ら責任をもっ て決断することを学ぶ機会を与えることができるからで ある。必修化反対論に対してローディ教授は次のよう に反論する。

必修化反対論の1つは、「効果的でない」というも のである。道徳的行為とは個人の人格形成と結びつ いており、ロースクールの学生の場合、すでに倫理を 身につけているかいないかのいずれかであり、ロース クールでの教育では遅すぎるというわけである。しか し、実証的研究の結果、非倫理的行動は状況的圧力 (誘惑、仕事場の圧力、同僚の態度等)に依存する ことがわかっており、よく考えられた授業では、道徳 的ジレンマをもたらす構造的要因の解明に焦点を当て ているので、将来の困難な倫理問題に直面した場合

の解決のアプローチを修得することができる。したがっ て、法曹倫理教育の有効性はある。

もう1つの反対論は、逆に、「効果的すぎる」という。 これにも、「正解」がないがゆえに教員の価値観が押 し付けられる結果、学生が教員によって道徳的に教 化されるという批判と、反対に、「正解」がないがゆえ に学生は懐疑主義、相対主義、シニシズムに陥るとい う批判とがある。しかし、法律家の行動についての倫 理的裁量というのは、法的規則等に基づいた法的利 益の価値判断であり、すべてのアプローチが同等に有 効というわけではないし、よく考えられた授業は専門 家が陥りやすい懐疑主義と非現実的な楽観主義のバ ランスをとることに役立つ。専制的な教授による価値 観の押しつけの危惧はなにも倫理にかぎったことでは ないし、それに対する回答は、教員を教育することで しかない。

デボラ・ローディ教授の構想する PMとは何か

ローディ教授のPMの基本構想は次のようなもので ある。

法曹倫理教育は、問題意識を喚起するだけではな く法律家としての倫理的判断能力を磨くことであるか ら、学生に倫理問題を考える機会を継続して与える必 要がある。いかによく考えられた「法曹倫理」の授業で あっても、単一科目だけでは限界がある。守秘義務や 誠実義務といった主要な論点については、深くなくて もよいから、科目横断的に、繰り返し触れることが重 要である。主要な論点の深い理解は固有の「法曹倫 理」科目が扱うのであり、PMはそれを強化するために あるのであり、PMによって代替されるのではない。

カリキュラム全体の設計に法曹倫理担当者は積極 的に関わるべきであり、継続的な方法による法曹倫理 教育 (Ethics by the Continuing Method) を実現 すべきである。それは次のようなものである。

1年次に、法曹倫理に関する論点を概観する導入 科目を置く。目的は法曹倫理の基礎を習得することで あるから、たとえば、民事訴訟法の一部分にそれを要 求するとか、短期の独立した必修導入科目を用意する とかの方法がある。1年次に履修する範囲は、①倫 理規範および規則の構造、②専門家の役割について の考え方、③伝統的な倫理問題の道徳的理由づけと それに対する現代的な批判である。教員は、できれば、 具体的な事例を用いて、専門家の陥るジレンマに対す る適用を通して上記履修対象を1年生に教える。

2年次以降の上級学生には、法曹倫理に関する論 点を主要な関心事とする科目を1つ選択することを義 務づける。固有の「法曹倫理」科目でもよいし、それ 以外でも倫理問題を扱う実務科目(刑事訴訟法、法 廷弁論術、交渉術、クリニックなど)でよい。クラスの 規模としてはすべての学生が議論に参加できる少人 数制とし、問題の解決を目指すことを授業の内容とす る。さらに、他の法律科目の中でも当該分野に関わ る倫理問題を取り上げるように努力する。方法として は、教材の交換、法曹倫理担当の教員との共同授業 (cooperative teaching)や周辺業務を含む実務家 との共同授業などを行う。ほかに、補完的なイベント として、法曹倫理に関するパネル・ディスカッション、 特別講義などを随時行う。各教員がPMを実践して いるかどうかについてのモニターは、教員自身による 報告と学生の授業評価を通じて行う。また、各教員 が法曹倫理教育を自らの科目に取り入れるための手当 (Course development stipends)の支給と、必要 な技術を身につけるためのワークショップの開催が求 められる。

このような倫理問題をロースクール全体の中心的課題とする全学的な努力によってはじめて、「法曹倫理」科目の終局の目標である①倫理的問題の認知能力の向上、②倫理問題の分析手法の理解、③倫理的行動の実践という、将来の法律家に必要な素質が学生にそなわることが期待できるのである。

日本におけるPM実現のための戦略

以下は、ローディ教授がわが国のロースクールへの PM導入のために語った戦略の内容である。

アメリカ合衆国のロースクールにおいて補完型のPMが理想的な形で実現していない理由は、各法律科目の教員が「法曹倫理」を自らの責任分野ではないと考えている点にある。そのため、PMの実施においても「形だけで内容を伴わない授業」の誘惑が常にある。私の調査によれば、教員は、自ら担当する法律科目の授業において倫理問題を提起したからPMとして

十分だと考えているのに対し、学生は、5分間程度の問題提起だけでそれに引き続くはずの議論がないために倫理問題をほとんど意識していないという認識のズレがあることがわかっている。そこで、日本のロースクールにおいてPMを理想的な形で定着させるために、次のことを提案したい。

1つは、私が著したような、各法律科目に特有の倫理問題をケースとして取り込んだ「法曹倫理」の教科書をロースクールの法律科目担当の教員のために作ることである。日本ではロースクールがスタートしたばかりでまったくの白紙状態から教材を作成することができるという有利な状況があるのだから、各法律分野のケースブックの中に倫理的視点を織り込んだものが作れるはずである。法律科目担当の教員が法曹倫理の論点を取り上げる場合、実務を知っていることは必要だが、それは実務経験が必要であることを意味しない。私自身がそうであったように、実務経験がなくとも、実務家を授業に招いたり、実務家を交えた会議やワークショップで倫理問題を議論することで問題の所在を知ることができる。また、教員には弁護士会との接触を促すべきである。

2つには、「法曹倫理」科目担当の教員と法律科目 担当の教員が相互に交流することである。お互いに異 なった分野の知見につき視野が広がるし、想定され た倫理問題を少人数で議論することで異なった見方 があることに気づき、教員も学生も倫理問題をめぐる 対話が楽しいものであることがわかるだろう。夕食会 で倫理問題を論ずるなど、とにかく機会をとらえて教 員同士が倫理問題を一緒に語ることが大事であり、そ うした場に実務家を交えるならば、さらに興味深いも のになるだろう。

3つには、効果的な倫理教育の方法として、倫理問題や法律家の役割を考えさせるテレビドラマや映画のビデオを利用することである。学生はビデオが好きなので、「法曹倫理」に関わる場面を見せて、その後、皆で議論することにより、学生により深く倫理を考えさせることができる。こうした経験は、将来、法律家になった際に直面する倫理問題の解決に役立つことになる。教材とともに具体的状況をイメージする仮想問題も同様の意味で重要である。試験に出るか否かという観点からではなく、学生には倫理問題を考えさせ、「法曹倫理」を議論することは面白いと感じてもらうことである。

インタビューから得たこと

ローディ教授は、ほかに医学、工学、ビジネスといっ た異なる分野における職業倫理が決して同じではな く、守秘義務ひとつをとっても各分野でルールの内容 が異なること、それゆえに、学際的に議論する実益と 必要性があること、さらには、同教授のもう1つの研 究テーマである「プロ・ボノ活動」につき、比較法的な 観点から、文化的な背景の違いを反映して公的サー ビスの考え方が異なること、それが「法曹倫理」教育 の場でも、学生に国際的な視野で見ることの必要性 を教えるのに役立っていることなどを語ってくれた。こ れらは、現在の同教授の職業倫理一般に対する関心 がいかに発展性を秘めたものであるかを端的に物語っ ている。「法曹倫理」は法律家の世界で完結するもの ではなく、専門家というより大きな世界の職業倫理の 一分野でしかないのである。

わが国の法曹倫理教育はスタートしたばかりである が、同教授がいうように、それはアメリカの成功・失敗 に学ぶという「後発者の利益」を享受しうることでもある。

PMが理念どおりに実現できるか否かは、いかに教 員と学生に倫理問題を一緒に議論することが楽しいこ と(fun)なのかを身をもって知ってもらうことである。 そのために「法曹倫理」科目担当者 (ethicist) は、あら ゆる機会を捉えて、あらゆる工夫をこらして各教員が 関心を抱くように倫理問題を指摘することである―― これが、筆者がデボラ・ローディ教授とのインタビュー を通じて得た結論である。

次回は、冒頭に紹介したAALSワークショップの議 (むらおか・けいいち) 論を紹介しよう。

ル通信

予想どおりの地獄

今年の夏のメインイベント、新司法試験の試行テストが 8月6日から9日に実施された。合計22時間30分という長 時間耐久試験で、予想とおりの地獄の4日間であった。

1日目は短答式で、民事系2時間半、公法系1時間 半、刑事系1時間半で解く。現行司法試験の経験もある 私だが、基本3科目については、現行と変わらない難易 度で、とにかく問題数が増えて、時間が長いぶん大変だっ た。商訴については基本的な知識を問う形になっており、 基本3科目との差が大きいと感じた。2日目からは論文式 で、まずは選択科目3時間と公法系4時間。3日目はなん と午前11時半から午後5時半までの6時間ぶっ通しの民 事系。4日目は刑事系4時間。これらの論文式は、短答 式と比べると各科目とも難易度は低めのようだったが、な により、経験したことのない長時間で長文の論文を書くこ とで消耗した。すべての科目で試験中一切の食事はでき ず、飲み物のみ持込可という状態だったため、最長の民 事系では、途中、空腹で腹の虫が鳴る人もいたようだ。

受験して思ったのは、公法系以外は、新しさのみられな い試験ということ。口の悪い友人のなかには、「あれじゃあ、 予備校大喜びだね。みんな予備校答練受けるよ。司法試 験委員会は予備校と提携してんじゃないの?」と言う人もい た。結局、現行試験合格者との質の違いを作りたくない

のかなあ、とも思う。法科大学院修了プラス新試験合格 者が、「新しい法曹」になることを阻止したい守旧派がいる んだろうか? 何のための司法改革なんだろうか? 少な くとも、今回、私たちに「こういう試験をやる予定」というこ とで試行試験問題が開示された以上、来年5月の試験は 今回の試験と大差ない内容となるだろう。終了後とられた アンケートでは、みんな不満もたくさん書いたようだけど、 おそらくそれが反映されるのは次の試験からだ。

ということで、ロー・スクールの授業でいくら新しいこと をやっても、結局いままでどおりの「受験勉強」は必要で、 ある程度の「テクニック」もないと、とくにあの短答式はクリ アできない。今のところ、短答式は足切りに使うという情 報だが、その足切り率や限度も定かでない。本番の試験 まで9カ月を切ったのに、いまだに試験内容や方向性が 五里霧中で、大丈夫なのかと思う。新しい制度と知りつつ このルートに乗った以上、いくばくかの不確定要素がある。 のは織り込み済みだが、それにしても……というのが少な。 くない私たちロー・スクール1期生の気持ちである。だつ たら、現行一本で行けばよかったじゃないか、という囁き も聞こえる。しかし、制度が変わるときに、縮小する旧制。 度にこだわる根性はなかった。

すでに饗は投げられた。私はどこまでできるか。耐久レー ス化する新司法試験対策は体力勝負の面も大きい。地獄 の4日間をクリアするにはまずは体力づくりかな、なんて思 う。ロー・スクールの授業で体育必修になるのも、そう遠 くないかもしれない。

(森家けい/立命館大学法科大学院)